

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県教育委員会教育長から、令和5年6月13日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和5年7月21日

山形県監査委員 奥 山 誠 治
 山形県監査委員 高 橋 啓 介
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
上山高等養護学校	工事・物品購入等の分割が適切でないもの	工事の発注単位に関しては、明確な基準がなく、当該事務に関わる職員が認識違いにより判断を誤る可能性があることから、疑義が生じる可能性がある場合には、会計課等に判断・指示を仰ぎ、発注時の判断誤りを無くし、適正な事務の執行に努めることとする。
山形中央高等学校	収入事務が適切でないもの	授業料の減免申請に必要なとなる休学する生徒及び減免申請書の受理状況等に関する管理表を作成し、事務室内で共有する。事務部長は定期的に進捗状況を確認し、必要に応じて担当者に処理を促すことにより、事務の遅延を防止する。
	契約の締結又は履行が適切でないもの	建設工事の事務処理に関するチェックシートを作成し、担当者が必要な事務を確実に実施できるようにする。また、入札や契約締結時の決裁過程において、他の職員もチェックシートにより契約保証金の徴取等の必要な事務実施状況等を確認し、確実に事務を執行する。
新庄北高等学校	執行管理体制が適切でないもの	業者との合意に基づき、契約内容に沿った期間ごとの支払をしていない業務に関しては、実態に合わせた契約内容に変更し、支払遅延をなくす。 なお、通常の実払いに関しては、請求書等を事務室内の専用箱に入れて共同で保管し、支出スケジュールの一覧表を事務室内で共有する等により、請求書の催促失念による支払遅延を防止している。
	前年度会計の監査において注意した事項について、措置又は改善を行っていないもの	「旅費事務進捗管理シート」により旅費事務の進捗状況を事務室内で共有しているが、さらに、校長のマネジメントの下、教職員の旅行命令簿作成等が遅れないよう、毎回の職員会議で周知徹底し、教職員の意識を高める。最上校については、随時、本校事務職員と

		旅費事務の進捗状況等について情報を共有し、必要に応じてサポート等を行うことにより、旅費の支給遅延を防止する。
	支出事務が適切でないもの	最上校について、本校事務職員と随時、支払事務だけでなく、その他の業務の進捗状況等についても情報を共有し、不測のトラブルを事前に察知するよう努めるとともに、必要に応じてサポート等を行うことにより、支払遅延を防止する。